

# ■柏崎市地域防災計画 原子力災害対策編（平成30年8月修正）の概要

## 地域防災計画とは

地域防災計画は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした災害対策全般にわたる総合的・基本的な計画であり、災害対策基本法により都道府県、市町村の各防災会議が地域の実情に即して作成することが義務付けられている。国の防災基本計画に基づいて作成し、必要に応じて修正を行う。

## 修正の背景

平成26年1月から平成29年7月までの防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針の改正、平成30年3月の新潟県地域防災計画の修正に伴う所要の修正。

・6/11～7/10 パブリックコメント実施 ・8/1 柏崎市防災会議で修正案を承認・決定

## 原子力災害対策編の構成

### 第1章 総則

- 第1節 計画の目的
- 第2節 計画の性格
- 第3節 計画の周知徹底
- 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針
- 第5節 計画の基礎となるべき災害の想定
- 第6節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲
- 第7節 発電所の状態に基づく緊急事態区分
- 第8節 関係機関の事務又は業務の大綱
- 第9節 用語の解説

### 第2章 原子力災害事前対策

- 第1節 発電所における予防措置等の責務
- 第2節 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出
- 第3節 報告の徴収、立入検査
- 第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携
- 第5節 災害応急体制の整備
- 第6節 情報の収集・連絡体制の整備
- 第7節 原子力防災に関する知識の普及啓発
- 第8節 防災業務関係者等への研修
- 第9節 原子力防災訓練
- 第10節 緊急時モニタリング体制
- 第11節 原子力災害医療体制
- 第12節 避難・屋内退避実施体制の整備
- 第13節 広域避難体制の整備
- 第14節 飲食物の出荷制限、摂取制限体制等
- 第15節 緊急輸送活動体制等の整備
- 第16節 住民等への的確な情報伝達体制の整備
- 第17節 発電所等上空の飛行規制
- 第18節 複合災害時対応体制の整備

### 第3章 緊急事態応急対策

- 第1節 災害対策本部等の組織及び運営
- 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
- 第3節 広域的応援対応
- 第4節 緊急時モニタリング等
- 第5節 住民等への的確な情報伝達活動
- 第6節 避難・屋内退避等の防護措置
- 第7節 治安の確保
- 第8節 原子力災害医療の実施
- 第9節 飲料水、飲食物の出荷制限、摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限
- 第10節 緊急輸送活動
- 第11節 救助・救急及び消火活動
- 第12節 防災業務関係者防護対策
- 第13節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

### 第4章 複合災害対策

- 第1節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営
- 第2節 複合災害時における応急対策

### 第5章 原子力災害中長期対策

- 第1節 基本方針
- 第2節 緊急事態解除宣言後の対応
- 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定
- 第4節 放射性物質による汚染の除去等
- 第5節 各種制限措置の解除
- 第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表
- 第7節 災害地域住民に係る記録等の作成
- 第8節 心身の健康相談体制の整備
- 第9節 被災者等の生活再建等の支援
- 第10節 風評被害等の影響の軽減
- 第11節 被災中小企業等に対する支援
- 第12節 物価の監視
- 第13節 原子力事業者からの要員の派遣

原子力災害対策指針の改正や施策の進展等を踏まえた修正

○ 警戒事態の判断基準の修正

原子力災害対策指針において、警戒事態の判断基準が改正されたことに伴う修正

- ① 県内で、震度6弱以上 ⇒ 柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上
- ② 県内で、大津波警報 ⇒ 柏崎市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で大津波警報

○ 避難・屋内退避等の指標の具体化

原子力災害対策指針の改正及び施策の進展に伴う、防護措置等の実施を判断する指標の修正

- 柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているEALの基準、原子力災害対策指針に定められているOILの基準のほか、事故の状況、気象状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により防護措置を実施する。

○ 緊急時モニタリングや原子力災害医療等の実施体制の見直し

原子力災害対策指針の改正、新潟県における施策の進展に伴い、実施体制を見直し

- ① 原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターの指揮のもと、国、県及び原子力事業者により、緊急時モニタリングを実施。市は、結果の情報を受け、市民等に周知。
- ② 被ばく医療に加え、救急医療や災害医療に対応するため、県は、原子力災害拠点病院を指定するなど、原子力災害医療体制を整備する
- ③ スクリーニングは、県が国や医療機関、関係機関などと連携し、避難経路上で、原則、人を対象に実施する

○ 「避難経由所」の設置及び役割の具体化

新潟県及び県内市町村による広域避難検討ワーキングチームにおける検討など、施策の進展に伴う修正

- 広域避難の際には、避難者を適切な避難所に誘導するため、避難者への情報提供等の機能を有する「避難経由所」を目的地として誘導する

○ 要配慮者の避難支援体制の強化

県計画の修正に伴い、要配慮者等の避難支援体制を具体化

- ① 在宅の自力で避難することが困難な要配慮者(避難行動要支援者)については、市の避難支援全体計画及び個別計画にもとづき、避難支援を実施する
- ② 病院、社会福祉施設等の入院、入所している要配慮者の避難計画を施設管理者が作成する
- ③ 避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者については、防護対策施設での屋内退避等の措置をとる
- ④ 市は、県、国、防災関係機関、原子力事業者などと連携し、避難手段の確保、避難先施設の調整など要配慮者等の避難支援体制を整備する

今後について

- 計画の規定事項を前進させるため、県、国、関係機関等と具体化に向けた協議を進める
- 計画の規定事項や県、国等との協議結果を踏まえ、広域避難計画、職員初動対応マニュアル等の修正、充実・強化を図る